京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和８年１１月２０日
京都市行財政局コンプライアンス推進室
京都市行財政局人事部人事課

職員の処分（市長部局）

「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局において以下の不適切な事務（１～４）が行われるとともに、管理監督上の問題（５）が認められた事案に関して、同実行委員会副委員長であり本件事案の管理監督責任者である文化芸術政策監に対して、市長名のけん責処分を行いました。併せて、関係職員他３名に対しても、市長名のけん責処分を行っています。

１　分割発注（３者見積り合わせによる少額随意契約）
- 履行期限を厳守するため、少額随意契約の見積り合わせにより事業者選定可能な「２００万円以下の契約」に分割し、契約事務を進めた。

２　プロポーザル仕様書の事前送付
- 特定の事業者に、公募開始４日前に仕様書をメールで送付した。
- 特定の事業者に、公募開始１か月前に仕様書案をメールで送付した。

３　事務処理の遅滞（契約事務の遡り決裁）
- 実際の契約締結と書面の契約締結日が大きく乖離するなどの事務遅滞が常態化していた。

４　京都府規定不適合（プロポーザルに関する基準）
- 募集期間を１か月よりも短い期間（概ね２～３週間）で設定した。
- 市職員の肩書で担当課長を外部有識者に選定した。

５　管理監督責任
- 現場が抱える進捗管理上の問題（「個人に過度に依存した属人的な事業執行体制」や「組織的な管理・チェック体制の不足」など）を一定程度把握していながら、具体的な負荷軽減や有効な改善策を講じるまでには至らなかった。

＜お問合せ先＞
京都市行財政局コンプライアンス推進室
電話：０７５－２２２－４０６９